

船舶事故調査報告書

令和5年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡				
発生日時	不明（令和5年5月11日 06時20分ごろ～15時47分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：13時ごろ）				
発生場所	不明（福岡県福津市恋の浦海岸沖）				
事故の概要	プレジャーボートうしわか丸は、釣りの目的で出発した後、船長が落水して溺死した。				
事故調査の経過	令和5年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート うしわか丸、5トン未満 290-43339福岡、個人所有 3.27m (Lr) × 1.25m × 0.50m、FRP ガソリン機関（船外機）、3.7kW、不詳				
乗組員等に関する情報	船長 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月2日 免許証交付日 令和2年8月20日 (令和8年6月22日まで有効)				
死傷者等	死亡 1人（船長）				
損傷	船外機に濡損				
気象・海象	気象：天気 晴れ 恋の浦海岸の東方約4.4海里（M）に位置する宗像地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。				
	日時	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
	11日 06:00	静穏	0.2	北西	0.6
	07:00	東南東	0.7	南南東	1.1
	08:00	東南東	0.6	東	1.1
	09:00	東	2.1	東北東	3.4
	10:00	南東	1.8	南東	3.6

	<table border="1"> <tr> <td>11:00</td> <td>南東</td> <td>0.8</td> <td>東</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>北東</td> <td>3.8</td> <td>北東</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>北</td> <td>4.1</td> <td>北北東</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>北</td> <td>5.0</td> <td>北</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>北北西</td> <td>2.9</td> <td>北北西</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>北北西</td> <td>2.6</td> <td>北</td> <td>4.3</td> </tr> </table> <p>海象：波高 約0.5m、水温 約18℃</p>	11:00	南東	0.8	東	1.9	12:00	北東	3.8	北東	5.9	13:00	北	4.1	北北東	6.6	14:00	北	5.0	北	7.9	15:00	北北西	2.9	北北西	8.0	16:00	北北西	2.6	北	4.3
11:00	南東	0.8	東	1.9																											
12:00	北東	3.8	北東	5.9																											
13:00	北	4.1	北北東	6.6																											
14:00	北	5.0	北	7.9																											
15:00	北北西	2.9	北北西	8.0																											
16:00	北北西	2.6	北	4.3																											
事故の経過	<p>本船は、レンタルボートで、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和5年5月11日06時20分ごろ、レンタルボート店の従業員に見送られ、福津市津屋崎海水浴場南部の砂浜を出発し、恋の浦海岸沖の釣り場に向かった。</p> <p>レンタルボートの貸出時間は、早朝から14時00分までであった。</p> <p>レンタルボート店の代表者は、13時50分ごろ、通常であればレンタルボートは津屋崎海水浴場の付近海域まで戻って来ているところ、本船が戻って来ない上に同海水浴場から本船を探したが見当たらなかったため、船長の携帯電話に電話をかけたが、呼出音は鳴るものの応答はなかった。</p> <p>レンタルボート店の代表者は、船長に繰り返し電話をかけたが、呼出音は鳴るものの応答しない状態が続き、船長からの連絡もなく、船長の安否が心配になり、津屋崎海水浴場や陸岸から本船を探したが見当たらなかったため、14時34分ごろ海上保安庁にレンタルボート1隻が帰って来ない旨の通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船及び航空機のほか、水難救済会所属の漁船3隻、福津市所在のマリンショップの水上オートバイによる捜索が行われ、15時31分ごろ航空機により同市曾根ノ鼻南方沖2.2M付近の海上で転覆しているところを発見された。</p> <p>船長は、15時47分ごろ水上オートバイにより、曾根ノ鼻南方沖2.0M付近の海上で右前腕を浮環に入れてうつ伏せの状態で見つかり、発見された。</p> <p>船長は、水上オートバイにより揚収されて福津市福間漁港に向けて搬送が開始され、途中で水難救済会所属の漁船に搬送が引き継がれて同漁船により同漁港に搬送された後、救急車で福津市所在の病院に搬送され、同病院で死亡が確認された。</p> <p>船長は、その後、福岡市所在の大学に搬送され、司法解剖の結果、死因が短時間での溺水、死亡推定時刻が13時ごろと検案された。</p> <p>本船は、水難救済会所属の漁船により揚収されて福間漁港まで運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>																														
その他の事項	(1) 船長に関する情報																														

船長は、小型船舶操縦士免許を取得して以来、プレジャーボートを自身で操船して釣りを行うことは初めてであった。

船長の家族は、本事故発生の前夜に船長を見た際、船長の健康状態はふだんどおり良好に見えた。

船長は、泳ぎに自信を持っていた。

船長は、半袖シャツ、長ズボンの上から防水透湿性の長袖上着と長ズボンを着用していた。

船長が着用していた救命胴衣は、自動膨張式のウエストポーチ型で、水中に浸かると収納されているポリウレタン製の浮環が自動的に膨張し、ポーチ内から飛び出すものであった。

船長の携帯電話は、本事故後、転覆した本船内において他の所持品と一緒に防水バッグに入った状態で発見された。

(2) 本船に関する情報

本船は、登録長が3.27mのため小型船舶として登録し、検査を受けている。(写真1参照)



写真1 本船

レンタルボート店の代表者によれば、1人乗船時の本船の乾舷(水面から舷縁までの高さ)は約30cmであった。

本船は、船体に他船と衝突したような痕跡は認められなかった。

船外機の状態は、不明であった。

(3) レンタルボート店に関する情報

レンタルボート店は、レンタルボート利用者に対し、国土交通省の型式承認を受けた固型式の救命胴衣と救命浮環を貸し出しており、本事故当時、船長に対しても同様に貸し出していたが、本事故後、同救命胴衣と救命浮環は発見されなかった。

レンタルボート店は、レンタルボート利用者に対し、航行可能

	<p>区域を説明して厳守するようお願いしており、恋の浦海岸沖の航行可能区域は、北方沖が楯ノ岬まで、西方沖が同海岸から約1.8Mまでであった。</p> <p>レンタルボート店は、レンタルボート利用者に対し、西風が吹く場合や風速が6～7m/sを超える場合、又は白波が立つ状況の場合は、レンタルボートの貸出しを行っていなかった。</p> <p>(4) その他の情報</p> <p>レンタルボート店の従業員は、本事故発生日は、午後からしだいに北風が強く吹くようになり、船長は釣りを行っていた際に立ち上がるなどして身体のバランスを崩して落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>レンタルボート店の代表者は、本船が曾根ノ鼻南方沖の発見場所で転覆したとは考えにくく、本事故当時、北風が吹いており、本船は、恋の浦海岸沖の釣り場で転覆した後、北風により曾根ノ鼻南方沖まで圧流されたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>海上保安庁のウォーターセーフティガイド*1には、ミニボートの事故防止対策について、概略、次の事項が記載されている。</p> <p>(1) ミニボートは、船体が小さく軽量であるため、不安定で揺れやすい特徴があるので、乗船者は、船上では立ち上がらないこと。</p> <p>(2) ミニボートが安全に航行できる範囲は、乾舷の高さ（水面から船縁までの高さ）の半分以下である波高20cmくらいまで、風速では4m/s以下を目安と考えること。また、海上で風や波が出てきた場合は、早めに帰航すること。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺水であった。</p> <p>船長は、06時20分ごろ津屋崎海水浴場南部の砂浜を出発した後、15時47分ごろ曾根ノ鼻南方沖においてうつ伏せの状態で見られ、医師により死亡推定時刻が13時ごろと検案されたことから、13時ごろ落水して短時間で溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、しだいに北風が強まって平均風速が4m/sに達する状況下、本船を使用して釣りを行っていた際、立ち上がるなどして身体のバランスを崩して落水し、本船が転覆に至った可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、しだいに北風が強まって平均風速が4m/sに達</p>

*1 海上保安庁 ウォーターセーフティガイド <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

	<p>する状況下、船長が本船を使用して釣りを行っていた際に本船から落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷が小さい小型船舶の船長は、不用意に立ち上がってバランスを崩さないように細心の注意を払い、落水防止に努めること。 ・ 乾舷が小さい小型船舶の船長は、風や波の影響を受けやすいことを考慮し、出航後も気象及び海象の状況変化に注意を払い、適切な時機に帰航すること。 ・ 小型船舶の船長は、救命胴衣を着用する場合、ウエストポーチ型の救命胴衣であっても、浮環がポーチ内から飛び出すものではなく、小型船舶用救命胴衣又は作業用救命衣を着用すること。 ・ 小型船舶の船長は、緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくこと。 ・ レンタルボート事業者は、ボートの安定性、安全に航行できる気象、海象、救命胴衣の正しい着装、連絡手段の確保等事故防止について、レンタルボート利用者に対し、あらかじめ説明して徹底させることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

